

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）業務実施細則

社団法人 全国都市清掃会議

（趣旨）

第 1 条 社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）が行う平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）（以下「補助金」という。）を交付する業務は、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程第 22 条により全都清が定めるこの業務実施細則による。

（用語）

第 2 条 この業務実施細則（以下「実施細則」という。）で使用する用語は、全都清の特に定めのない限り交付規程の例による。

（補助金の交付申請）

第 3 条 交付規程第 6 条第 2 項第 3 号に規定する交付申請書に添付するものを定めた別表 4 にあるその他全都清が定めるものについては、別表細 1 に定める。

2 複数の交付申請書を同時に提出し、かつ、各交付申請書の添付書類のうちに同一のものが含まれる場合にあつては、当該同一の添付書類の提出部数は、当該交付申請書の部数にかかわらず、1 部とすることができる。

（申請書の受理）

第 4 条 全都清は、補助金交付申請書受領時に必要書類が整っている場合、様式細 2 による交付申請書受理通知書により申請者に通知する。申請者は本通知書発行日以降であれば補助対象申請車両の登録（届出）を行うことができる。ただし、この通知書は交付決定を意味するものでなく、交付申請のための書類を受領したことを通知するものである。

2 前項の規定は、初度登録済申請者による申請については、適用しない。

（公募期間の短縮及び先着順の設定）

第 5 条 全都清は、交付規程第 7 条第 1 項の審査をするにあたり、申請が多い場合には、公募期間を短縮し、先着順で実施する。公募期間の短縮及び先着順位の設定方法については次のとおりとする。

一 公募途中において補助金申請額の累計が予算額を超えると予想される場合は、補助金予算残額が最大積載量 4 トン未満の次世代自動車 500 台相当に到達した時点でホームページに打ち切り予告する。但し、公募残日数を考慮し予告の是非判断は全都清に

て行う。

- 二 公募期間内に補助金申請額が予算額を超えた場合は、消印により先着順位を設定し、予算額を超えた時点で終了とする。同日分については公正なる第三者の立会いのもと、抽選により先着順位を設定し、その順位での残額で交付が可能な案件について交付する。

(計画変更等承認申請書等)

第6条 交付規程第10条第1項に規定する内容の変更は次に掲げるものとする。

- 一 当該次世代自動車を導入する事業所
 - 二 補助金交付申請額
- 2 申請者は補助金交付申請書の記載内容のうち、申請者（又は貸与先）の住所、氏名若しくは代表者氏名等の変更があったときは、速やかに様式細3による変更届出書を提出するものとする。

(実績報告書等)

第7条 交付規程別表5に規定するその他全都清が定めるものについては、別表細2に定める。

- 2 複数の実績報告書を同時に提出し、かつ、各実績報告書の添付書類のうちに同一のものが含まれる場合にあつては、当該同一の添付書類の提出部数は、当該実績報告書の部数にかかわらず、1部とすることができる。
- 3 交付規程第13条第2項に規定する年度末実績報告書には、当該次世代自動車に係る支払済代金分の支払証憑の写しを添付するものとする。

(自動車低公害化推進事業費補助事業管理規程の策定)

第8条 全都清は交付規程第17条第3項に規定する自動車低公害化推進事業費補助事業管理規程を別表細3に定める。

(財産処分の制限等)

第9条 全都清は、交付規程第18条第3項に規定する様式第14による財産処分申請書の提出があつた場合、以下の事由による場合は補助金の返納を求めない。

- 一 天災等により補助対象車両が走行不能となり抹消処分した場合
- 二 過失の無い事故による走行不能となり抹消処分した場合
- 三 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を経過し、公道走行が不可能となった場合。
- 四 その他、全都清が別に定める場合

- 2 補助事業者が交付規程様式第 15 に規定する財産処分承認通知書により全都清から承認を受け、補助金返納を求められたときの補助金の返納額は、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、補助金交付額等を勘案して算出された額とする。

(附 則)

- 1 この実施細則は、交付規程の適用日（平成 21 年 7 月 28 日）から適用する。

(別表細 1)

その他全都清が定める申請に必要な添付書類

申請者の区分	その他全都清が定める申請に必要な添付書類
廃棄物運搬者のうち地方公共団体であるもの	イ 補足事項説明書 (様式細 1)
廃棄物運搬者のうち地方公共団体以外の法人及び個人事業者であるもの並びに自動車リース事業者	イ 補足事項説明書 (様式細 1) ロ リース車両にあつては次の書類。 ・ 貸与料金の算定根拠明細書 (様式細 4) 又は補助金を受けた場合に補助金相当額が月々のリース料金の引き下げに反映されたもの。 ・ 予定貸与先記載書 (様式細 5)
廃棄物運搬者のうち個人であるもの	補足事項説明書 (様式細 1)

(別表細 2)

その他全都清が定める実績報告に必要な添付書類

申請者の区分	その他全都清が定める実績報告に必要な添付書類
廃棄物運搬者のうち地方公共団体その他の法人及び個人事業者であるもの	自動車リース事業者にあつては、申請時と条件が異なる場合、貸与料金の算定根拠明細書 (様式細 4) であつて、補助金を受けた場合と受けない場合とのリース料金の差額が明示されたもの。
廃棄物運搬者のうち個人であるもの	なし

(別表細 3)

自動車低公害化推進事業費補助事業管理規程

1. 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。(交付規程第 17 条第 1 項関連)
2. 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第 13)を備え、管理しなければならない。(交付規程第 17 条第 2 項関連)
3. 補助事業者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること)してはならない。(交付規程第 18 条第 3 項関連)
4. 前項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別に定める期間とする。(交付規程第 18 条第 2 項関連)(注)
5. 補助事業者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号)に定めるところにより申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
6. 全都清は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部を全都清に納付させることができる。(交付規程第 18 条第 4 項関連)
7. 全都清は第 6 項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助事業者に対して命ずることができる。(交付規程第 18 条第 5 項関連)
8. 全都清は、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助事業者からの新しい申請について、返納が完了したことを全都清が確認するまで受付けを拒否することができる。(交付規程第 18 条第 5 項関連)
9. 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分した上、会計帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。補助事業者は、当該会計帳簿及びすべての証拠書類を補助事業完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。(交付規程第 19 条関連)

(注) 期間は法人税法の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められた期間とする。

(様式細 1)

補足事項説明書

補助金交付申請書（兼実績報告書）の申請番号 No.

1. リースの場合における使用者（又は賃借者）の問合せ先について

担当者	氏名：
	所属、役職等：
	住所：
	TEL： — — 、FAX： — —

2. 代金の支払い方法について

車両代金支払方法（該当を○で囲む）	<input type="checkbox"/> イ 現金（カード払い、小切手、振込を含む） <input type="checkbox"/> ロ 申請年度内に所有権移転ができる割賦（注）
-------------------	---

（注） 必ず与信結果が分かる書類を添付してください。

3. 廃棄物運搬者（リースの場合は使用者）について

運搬する廃棄物の種類 （該当を○で囲む）	<input type="checkbox"/> イ 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> ロ 特別管理一般廃棄物 <input type="checkbox"/> ハ 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> ニ 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> ホ 以上のうちふん尿
廃棄物の運搬に係る地方公共団体からの委託 （該当を○で囲む）	<input type="checkbox"/> イ 有り <input type="checkbox"/> ロ 無し <input type="checkbox"/> ハ 今後委託される予定（平成 年 月 日頃）（注2）
廃掃法の規定に基づく許可の種類 （該当を○で囲む）	<input type="checkbox"/> イ 一般廃棄物収集運搬業者 <input type="checkbox"/> ロ 産業廃棄物収集運搬業者 <input type="checkbox"/> ハ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 <input type="checkbox"/> ニ 許可は受けていない
廃掃法の規定に基づく各種認定の種類 （該当を○で囲む）	<input type="checkbox"/> イ 一般廃棄物の再生利用に係る特例 <input type="checkbox"/> ロ 一般廃棄物の広域的処理に係る特例 <input type="checkbox"/> ハ 一般廃棄物の無害化処理に係る特例 <input type="checkbox"/> ニ 産業廃棄物の再生利用に係る特例 <input type="checkbox"/> ホ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例 <input type="checkbox"/> ヘ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例 <input type="checkbox"/> ト 認定は受けていない

（注1） 以上の用語は、交付規程のほか、廃掃法の例による。

（注2） 委託契約に至るまでのスケジュールが分かる書類を添付してください。

4. 廃棄物運搬車について

次世代自動車 (該当を○で囲む)	イ ハイブリッド自動車 ロ 天然ガス自動車
用途 (該当を○で囲む)	イ 特種用途自動車 ロ 貨物自動車
形状 (該当を○で囲む)	イ 塵芥車 ロ 糞尿車 ハ その他 ()
運搬する廃棄物の種類 (該当を○で囲む)	イ 一般廃棄物 ロ 特別管理一般廃棄物 ハ 産業廃棄物 ニ 特別管理産業廃棄物 ホ 以上のうちふん尿
廃棄物処理基準への適合の確認 (該当を○で囲む)	イ 地方公共団体が自己の所有車として自ら確認 ロ 地方公共団体との委託契約において確認 ハ 廃掃法の規定に基づく許可若しくは変更の許可又は変更の届出において確認 ニ 廃掃法の規定に基づく認定又は変更の認定において確認
廃棄物の運搬の開始日 (該当を○で囲む)	イ 平成 年 月 日開始済み ロ 平成 年 月 日開始予定

(注) 以上の用語は、交付規程のほか、道路運送車両法及び廃掃法の例による。

(様式細 2)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)
補助金交付申請書受理通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所 〒
名称
(代表者)

殿

社団法人 全国都市清掃会議
会 長 中 田 宏 印

平成 年 月 日付けで申請された平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付申請書 (申請番号 No.) を受理しましたので、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 実施細則第 4 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

本日以降、補助対象申請車両の登録を行うことができます。ただし、この通知書は交付決定を意味するものではなく、交付申請のための書類を受領したことを通知するものです。補助金交付決定通知は、改めてお送りします。

実績報告書提出に関する注意事項

- ・ 交付決定通知書の発行後に実績報告書を提出してください。
- ・ 実績報告書の提出期限は補助完了日 (車両登録日 (届出書) 又は車両代金支払完了日のどちらか遅い日) から 30 日以内です。ただし、補助事業完了日が交付決定通知書発行日より前の場合は、交付決定通知書発行日から 14 日以内です。
- ・ 期限内に実績報告書の提出がなかった場合は、補助金の交付はありません。

車両の管理に関する注意事項

- ・ 補助金交付を受けた車両は、耐用年数期間 (例: 積載量 2t 以上の塵芥車は 4 年) 中は、全都清の承認を得ずに処分 (補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け (リース用車両を除く。) 廃棄し、又は担保の用に供すること。) することはできません。全都清の承認を得ずに処分を行った場合、また、承認を得ても車両を処分される場合は、必ず事前に御相談ください。

エコドライブコンテストの参加登録に関する注意事項

- ・ 申請者又は申請者がリースする廃棄物運搬者が地方公共団体である場合は、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構が主催する平成 21 年度又は平成 22 年度のエコドライブコンテストの参加登録を行うことが必要です。

(様式細 3)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)
変更届出書

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議
会 長 中 田 宏 殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金申請書受理通知番号をもって受けた標記補助事業について下記事項の変更
がありましたので、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 業務実
施細則第 6 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
住所	〒	〒
名称 (氏名)		
代表者名		
電話番号		
その他 (登録番号等)		
変更年月日	平成 年 月 日	

(様式細 4)

平成 年 月 日

貸与料金の算定根拠明細書

(リース会社)

住所

名称

印

担当者

所属： _____

氏名： _____

TEL： _____

FAX： _____

次の算定根拠明細書の内容に同意いたします。

1. 貸与先：

住所

名称

実印

2. 車種 (型式)： _____

3. リース期間 (月数)： _____ ヶ月

4. 補助金相当額： _____ , 000 円

5. リース料金総額 (消費税含む・消費税含まない、のいずれかを○で囲む)

・ 補助金有り： _____ 円

・ 補助金無し： _____ 円

6. 月額リース料金 (消費税含む・消費税含まない、のいずれかを○で囲む)

・ 補助金有り： _____ 円

・ 補助金無し： _____ 円

※ リース期間が耐用年数に満たない場合は、以下の欄に記入・捺印してください。

誓約欄

リース期間が耐用年数に足りませんが、リースアップ後も継続して保有いたします。

(リース会社)

名称

印

(様式細 5)

予定貸与先記載書

今回申請する車両について、以下のとおり。

使用者名	使用者の住所	使用の本拠の位置	車名・車種	台数